

意見	回答
<p>(沼田委員)</p> <p>●資料1-P17</p> <p>重点目標1 あらゆる分野における女性の参画拡大 施策の方向(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大 ①政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大</p> <p>(意見)</p> <p>・政治分野、特に県議会議員の女性参画が少ない。 啓発活動や環境整備などの必要な施策への支援が必要なのではないかと思う。</p>	<p>政治分野における男女共同参画推進法が定められ、国及び地方公共団体の責務、政党その他の政治団体の努力等について規定されたところです。</p> <p>同法において、地方公共団体の責務として「啓発活動や環境整備などの必要な施策を実施するよう努める」とされたことから、本計画において、女性議員増加の必要性とその意義についての理解促進を図ることとしていますが、より具体的に本県の現状と本県の取組を県民へ示すため、本文を以下のとおりとします。</p> <p>(下線部分を追加)</p> <p>「政治分野における女性の参画の拡大は、政治に多様なニーズや意見を反映させる観点から極めて重要ですが、<u>熊本県においては、県や市町村議会に占める女性の割合は10%に満たない状況です</u>。平成30年(2018年)に議員立法により政治分野における男女共同参画推進法が成立し、「県の責務として啓発活動や環境整備などの必要な施策を実施するよう努める」とされたことから、<u>県民向けの様々な講座などの機会を通し、</u>女性議員増加の必要性とその意義について引き続き理解促進を図ります。」</p> <p>(補足)</p> <p>同法に定める国の責務は、地方公共団体の責務に加え、「国内外における当該取組の状況に関する実態の調査並びに当該取組に関する情報の収集、整理、分析及び提供」、「実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる」とされている。</p>